

会 議 録

会議の名称	補助金等見直し検討部会（第14回）
開催日時	平成23年8月19日（金） （午前・ 午後 ）4時00分 開会 （午前・ 午後 ）5時35分 閉会
開催場所	南館10階 大会議室
出席者	<p>【外部委員】 坪内隆、辻田素子、杉田宗三、棟田勝子</p> <p>【検討部会員】 楚和企画財政部長、秋元財政課長、中村政策法務課長、大神人権・男女共生課長、原田市民活動推進課長、北川障害福祉課長、田川高齢介護課長、染川こども政策課長、吉田商工労政課長、小濱農林課長、島本環境政策課長、西村まちづくり支援課長、鎌谷道路交通課長、乾教育政策課長、為乗学校教育推進課長、池田市民学習課長、酒井スポーツ振興課長、萩原消防総務課長</p> <p>【作業部会員】 下園政策企画課長代理、岩崎財政課係長、青木市民活動推進課長代理、中尾政策法務課係長、松野福祉政策課長代理、村上高齢介護課係長、澤田こども政策課長代理、徳永商工労政課長代理、内田農林課係長、井澤環境政策課主査、福田まちづくり支援課長代理、砂金道路交通課係長、阿曾教育政策課主査、上田学校教育推進課主幹、小河地域教育振興課主査、加藤市民学習課係長、小島青少年課長代理、松澤スポーツ振興課係長、中井消防本部総務課参事、北川財政課職員、野村議会事務局総務課長代理</p>
欠席者	上田政策企画課長、寺内福祉政策課長、田邊都市政策課長、小田地域教育振興課長、増田青少年課長、多田人権・男女共生課係長、成田障害福祉課長代理、岡田都市政策課係長
事務局職員	係員2人
開催形態	公開（傍聴者3人）
議題(案件)	<p>(1) 補助金・交付金見直しの進め方等について</p> <p>(2) 既存補助金の見直しについて</p> <p>(3) （仮称）提案公募型補助金制度（案）について</p>
配布資料	<p>(1) 補助金・交付金見直しの進め方等について</p> <p>(2) 既存補助金見直しの流れ（案）のイメージ</p> <p>(3)（仮称）提案公募型補助金制度（案）について</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長 (企画財政部 長〔以下省略〕)	前回の検討部会で外部委員からいただいた意見を参考にしつつ、補助金・交付金見直しの進め方について、作業部会でさらなる検討を進めてきた。会議次第に示すとおり、「補助金制度の概要と見直しの進め方について」「既存補助金の見直しについて」「(仮称)提案公募型補助金制度(案)について」として整理したので、資料に沿って作業部会員から報告する。
作業部会員	【議題1 補助金・交付金見直しの進め方等について】 (資料中1頁に沿って説明)
作業部会員	【議題2 既存補助金の見直しについて】 (資料中2～24頁に沿って説明)
議 長	見直しを検討するにあたり、前段階として、見直し対象と対象外のものを整理した。
外部委員	見直し対象外となる補助金の整理の仕方や示されている図は、一般市民には分かりにくい。「単発的かつ個人を対象とした補助金」はそのまま見過ごしているが、「公募を基本とした補助金」とどう違うのか分かりにくいように思う。また、個人と団体を区別してあるが、法人格のない団体など法律に基づいて厳密に区分するのかどうかとか、図だけでは読みとれないので、補足説明をしてほしい。
作業部会員	図の「個人に対する補助金」と「継続的でない団体補助金」は、ある特定の団体だけを対象としたものではなく、条件を満たす多数の対象者に門戸が開かれていることから、見直しの必要が無いと考えている。
検討部会員	ここでの趣旨は先述のとおりだが、個人と団体とに分けているものの、分ける必要性はあまりない。個人だけを対象としない補助金も個人の方に分類したいと考えているので、記述については一定整理していく。
外部委員	分かりにくい。補助金を先に分ける方がよいのではないか。例えば、ソーラーパネルを設置する時の補助金のように公募型でないものは、特定目的補助金とか特定事業補助金にして、福祉目的のような大まかなものを一般目的補助金とすれば良い。この図では、単発的と公募型の違いは何？とってしまう。我々のような一般市民は、国や府の補助金をもらったこともないし、どういう仕組みなのかも分からない。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
作業部会員	この図では、これからの分類ではなく、現状を示している。「3 継続的に特定の団体に支出している補助金」については、現在は公募ではなく、特定の団体に支出している。これを、公募化していきたい。それ以外の補助金については、「門戸を広げている」という意味で公募に近い形になっている。
外部委員	別の組織を経由して最終的に個人に行くようなものはどうなるのか。例えば、資料の中で「バイオインキュベーション施設賃料補助」は、継続的でない団体補助金に分類されて見直しの対象外となっているが、後で出てくる同じようなバイオベンチャー系の補助金は、継続的に特定団体に支出する補助金に分類されて見直し対象となっている。別の組織が補助金の受け皿となって、そこから各ベンチャー企業に支出している場合は見直し対象で、最初から各ベンチャー企業に支出している場合は見直さないというのは、個人的には非常に分かりにくいと思う。果たしてこういう括り方で括る必要があるのだろうか。「継続的でない」とか「団体でない」とかを括る意味も分からない。もう少し説明してほしい。
検討部会員	後で出てくるのは、資料 16 頁 40 番の「バイオインキュベーション施設集積促進事業補助金」のことだと思う。これらは同じような名称だが、補助金の対象は別になっている。こちらはバイオ・サイト・キャピタル株式会社の運営費補助で、1社特定である。ここから各団体に補助金が流れていくということはない。先ほどの「バイオインキュベーション施設賃料補助」は、進出企業であれば誰でももらえるものである。
外部委員	この資料の中で、私が言ったようなトンネル的な団体は介在しないという理解でよいのか。
検討部会員	その理解でよい。この分類もまだ厳密なものではない。もし介在しているものがあれば、適正化していく。
外部委員	分類方法の文言は、もう少し考え直してもらいたい。例えば、「継続的」とは2年以上を言うのかや、「単発」などの定義をはっきりしておかないといけない。こういう分け方をするのであれば、最初から補助金を「公募対象補助金」と「事業対象補助金」とに分けておけば良いのではないか。また、これは単発的な補助金と公募対象の補助金とを、どう分けるのかという趣旨なのか、あるいは「今後こうなりますよ」という趣旨なのかも分かりにくい。「単発的」と「継続的」との関係や、「特定の」というその括りとか、いろいろな定義が必要になってくるし、定義があっても、明確には分類されない

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	<p>ように感じるので、いっそのこと「特定事業型補助金」と「不特定公募型補助金」に分けた方が、ずっと分かりやすいと思う。「公募型」と「単発」との違いは何なのか。「公募型」でも「単発」だと思ふ。毎年公募するから単発でないということはなく、補助自体は単発である。これでは、市民には理解しにくいと思う。分かりやすく表現してほしい。</p> <p>分かりやすさを心がけたが、まだまだ分かりにくいようなので、再度見直す。指摘を踏まえて対応したい。今回は、既得権化した補助金の見直しがベースにある。そして、それ以外にはどのような補助金があるのかというのを理屈付けしていたのだが、行政特有の表現もあり、これについては見直していく。誰が読んでも分かるようにしていきたい。定義についても明記していきたい。</p>
外部委員	<p>「1 国・府の間接補助金」と「2 単発的な補助金」とに区分しているが、1は絶対に見直さないのか。国・府の間接補助金でも市が出している部分があり、国が4分の3、市が4分の1というような説明もあったが、他の補助金はどうか。国が100パーセント出しているというのではないと思う。国と市で2分の1ずつとかであれば、市が出している部分については見直さないといけないと思う。2の単発的な補助金は、市が100パーセント出しているのかどうかということも資料に出ている方が分かりやすい。</p>
作業部会員	<p>ご指摘のとおり、補助率は様々である。国・府の間接補助は、今回の見直しでは対象外としているが、今後、定期的な見直しは必要であると考えている。この補助金は、国や府内で一律に事業を進めていくということで出ているもので、市単独での見直しは難しい。茨木市だけもらえないとなれば、反発もあるだろうから、今回は対象外とする。また、単発的な補助金での市の負担はどうかということだが、1の国・府の間接補助金以外には、国・府が間接的に負担している補助金はない。ただし、国・府から直接団体に支出されているものはある。</p>
外部委員	<p>議論とは少し外れるのかもしれないが、7頁の1番「通信教育講座受講料補助金」は「市の職員」に、9頁の1番「職場における職員の自主研修補助金」は「市の職場」への補助金ということか。これは補助金で支出するものなのか。一般企業であれば、研修の制度があって、制度の中でそういう資金を一定支出しているが、市の場合は、こういうものは通常の予算では出てこないのか。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
作業部会員	通信教育講座受講料補助については、市が100パーセント出すのではなく、職員の個人負担分もあり、補助金という形で執行している。委員の指摘どおり、市でも研修の予算は、別に持っているが、これは個人がスキルアップを図ったり、職場全体で問題解決を図ろうとするものの一部を補助する制度として、研修予算とは別になっており、単発的な補助金として分類している。これらについても、当然、効果などについては、行政評価などで検証はしていく。
議 長	今回の見直しの対象外とするものについては、そのままにしておくというわけではなく、予算をつける際や行政評価を通じて、見直しの機会はある。しかしながら、資料について分かりにくいとの指摘もあるので、次回に向けて、文言なども含めて修正を加え、分かりやすくしていきたい。
外部委員	資料11頁にある「公的委員」とは、どのような定義か。
作業部会員	現在、想定しているのは、例えば、民生委員や人権擁護委員、保護司などのように、国や府、市からされた委員で、地域で公益的な活動をしている方々を想定している。
外部委員	説明を聞いていると、補助金は、市民や市の団体に対して支出するものだと思うが、先ほど除外された、市の職員や職場に対する補助というものは、本来予算で執行すべきものが二重になって、透明性が削がれるように思うが、それは果たして適正なのか。
作業部会員	ご指摘のとおり、直接執行と補助執行と二重になっているところはある。今回の検討部会では対象外であるが、今後、行政評価や予算編成などで十分精査していく。検討部会では、既得権化した補助金の見直しを中心に進めたい。
外部委員	課題がいくつか挙げられているが、この111の団体のうち、例えば「補助目的の達成度」という視点から、実際に検証できているものはどのくらいあるのか。また、補助金の金額は、どのようにして決定されているのか。
検討部会員	予算編成の段階で、それぞれの団体の決算状況や活動報告などをヒアリングしている。ただ、補助金額の多い少ないや、活動内容などを一定の基準を持って見るのは、予算の中では困難である。例えば、会員数が100人いる団体で50万円補助される一方、会員数が30人で70万円補助されているというような例もある。そこの団体の活動が補助金に見合うものかどうかという検

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	証は、予算の中では一定の基準を持ってはできていない。概ね満たしている ので前年と同額の予算が措置されるという傾向があって、既得権化につなが っている。今回、一定の基準を示して、公益性と公平性という基準を持って 適正化を図っていくという趣旨である。
外部委員	補助金適正化のテーマは、補助金額の妥当性というよりも、補助金の対象事 業者とか、補助金の中身的なところを仕分けするということが。
検討部会員	まずは、その団体が、公益性と公平性の観点から補助されるべき団体なのか ということの検証が基本である。その上で、ガイドラインの中では、そこが 補助金を存続すべき団体であるとなったとしても、今まではなぜか分からな いまま補助が付いていたものを、今後は一定のルールを決めてやろうとい うことである。
外部委員	補助金を予算化するときの根拠は、前年度の実績の積み上げでしかないとい うことが。
検討部会員	実施された事業の内容がどうだったから、翌年度にどれだけ予算が付くとい うやり方では出来ていない。補助金の実績額をベースに、どう見直すかとい うことで決まっている。現在は、活動内容を検証できていないが、これを事 業補助化することによって、活動内容に着目した補助金にしていきたいとい うことである。
外部委員	存続させようとしている公的委員の範囲は、どこまでの範囲か。運営費を補 助金で出すのか。活動内容や活動費はどうするのか。そこまで検討するのか。 膨大な作業になると思うが。
作業部会員	そこまで検討するつもりである。残る補助金については、適正に執行するた めの制度にしていきたいと考えている。
外部委員	私が市民活動をしている団体は、補助金の分類でどこに当てはまるのだら うかと不安になる。活動は全て自分たちの資金だが、補助金を申し込んで貰 えるのであれば、貰いたいと思う。自分たちの志で活動しているが、どの部 分にも当てはまらなかったら、補助金の対象ではない。でも市民活動として やっていきたい、将来的には何かの役に立てると思っている。でも、補助金 の分類例が出されると、どこで申請すればいいのか、当てはまらないのだら うかと不安になる。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
作業部会員	現在は補助金を貰っていない団体であっても、実際には公益的な活動をしている団体は、たくさんあると思う。今回、一定の基準を設けているが、未来永劫続くものではない。一定の見直しを図っていく中で、このような補助金があるという広報もしていくし、そういう取組をガイドラインでも触れていく予定である。また、現在は補助金を貰っていない団体も、後ほど述べる新設の「提案公募型補助金」の制度での参画が可能となる。当初は分野を限定した試行実施だが、将来的にはいろいろな分野で創設したいと考えている。
外部委員	11 頁の資料を突き詰めると、補助金の分類と、配当団体の変更と、補助金の算定基準が決まれば、適正化されるということか。補助金が基準を満たしているかどうかの判定体制は、今までどうなっていて、今後どうなるのか。
作業部会員	後ほど述べるが、提案公募型補助金制度の中で外部委員を含めた審査会のような組織を立ち上げる予定なので、そこで検討していくことも可能だと考えている。現在のところは、まだ具体化はできていない。
外部委員	今までは、各所管課での判断だったのか。それは、今までどおり募集しても、基準ができれば適正化されるということか。
作業部会員	所管での判断もあるが、予算編成の段階でも検討していた。ただ、具体的な統一基準はないので、現状では各所管で判断している。これに統一的な基準を策定して、適正化を図りたいと考えている。
議 長	この検討部会で語りたいのは、まず始めに、いろいろと問題がある補助金について、適正化に向けたルールを作っていく、そしてその基準を作るに当たって、補助金を分類しながら、適正化に向けての仕組み、基準を作っていくということである。個別の補助金がどうこうではなく、適正化に向けて、どう進めていけばよいかということを決めていただきたい。この分類も案であり、まだ決まったものではない。公募という一つの方法で広く募集するのが適正ではないか、また、残すのであれば、そのためには何が必要かということで、 から まで書いてあるが、今後の検討で 、 と続くかもしれない。こういう基準を考えていただきたいと考えている。今日は、一つの考え方としてお示しさせていただいた。
作業部会員	【議題3（仮称）提案公募型補助金制度（案）について】 （資料中 25～26 頁に沿って説明）

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	今までの内容は既存補助金の見直しについてであったが、これは新たな制度についての案である。
外部委員	この制度の予算規模はどれぐらいを想定しているか。他市での実施例はあるのか。実情はどうか。そういう情報があればありがたいが、資料はもらえるのか。
作業部会員	他市では活発に実施されつつある。予算規模については、本市と同程度の人口規模の他市では数百万円ぐらいだと思う。
検討部会員	資料については、他市の事例を集めて、分かりやすく提示したい。
外部委員	数百万円というのは、1案件での金額か。
作業部会員	全部合計して数百万円ぐらいである。1事業の上限は100万円とか、50万円とか、小さいものであれば、5万円、10万円というものもある。
外部委員	見直しが必要な団体補助金の一覧があるが、市では既に分類例を出しているのので、分類例に合わせてどこに当てはまるのかを示して貰えたら分かりやすい。そういう資料は貰えるのか。
検討部会員	想定だが、現状で考えられる分類は、示したいと思っている。そこに分類されたポイントを示すことを基本としたい。
議 長	久しぶりの開催であったので、次回の会議は早めに開催したいと考えている。資料についても貴重な意見、提案をいただいたので、分かりやすい資料となるよう整理したい。この場での議論には時間に限りもあるので、また意見があれば、後日でもいただきたい。

以上